

土木工事施工条件

佐伯区内水路その他補修工事〔その2〕（単価契約）

明示項目	明 示 事 項												
建設発生土関係	<p>1 建設発生土（再利用土） 本工事で発生する建設発生土は、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 322 1525 486"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 322 691 358">受入施設</th> <th data-bbox="691 322 1525 358">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 358 691 486">別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる受入場所</td> <td data-bbox="691 358 1525 486">山県郡安芸太田町津浪字浅瀬40-2外3筆の「あさやま工業㈱砕石部」（片道運搬距離15.5km）に搬出し、再資源化しよう見込んでいるが、別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる他の受入施設に搬出することを妨げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table>	受入施設	備 考	別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる受入場所	山県郡安芸太田町津浪字浅瀬40-2外3筆の「あさやま工業㈱砕石部」（片道運搬距離15.5km）に搬出し、再資源化しよう見込んでいるが、別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる他の受入施設に搬出することを妨げるものではない。								
受入施設	備 考												
別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる受入場所	山県郡安芸太田町津浪字浅瀬40-2外3筆の「あさやま工業㈱砕石部」（片道運搬距離15.5km）に搬出し、再資源化しよう見込んでいるが、別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる他の受入施設に搬出することを妨げるものではない。												
産業廃棄物関係	<p>1 コンクリート塊 本工事で発生するコンクリート塊については、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 591 1525 786"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 591 691 627">受入施設</th> <th data-bbox="691 591 1525 627">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 627 691 786">産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設</td> <td data-bbox="691 627 1525 786">（無筋・鉄筋） 佐伯区湯来町大字和田字中山10338番1の「中村砕石㈱湯来事業所」（片道運搬距離2.6km）に搬出しよう見込んでいるが、「中村砕石㈱湯来事業所」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設に搬出することを防げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 アスファルト塊 本工事で発生するアスファルト塊については、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 889 1525 1106"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 889 691 925">受入施設</th> <th data-bbox="691 889 1525 925">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 925 691 1106">産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設（再生アスファルトとして、再資源化可能な施設）</td> <td data-bbox="691 925 1525 1106">（機械・人力） 安佐北区安佐町久地名原山1816-6の「日本道路㈱広島中央合材」（片道運搬距離23.4km）に搬出しよう見込んでいるが、「日本道路㈱広島中央合材」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設（再生アスファルトとして再資源化可能な施設）に搬出することを防げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他の産業廃棄物 本工事で発生するその他の産業廃棄物については、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 1249 1525 1451"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1249 691 1285">受入施設</th> <th data-bbox="691 1249 1525 1285">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1285 691 1451">産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場</td> <td data-bbox="691 1285 1525 1451">廿日市市友田字広原山219-52の「みつぎ産業㈱広原山処分場」（片道運搬距離23.4km）へ搬出しよう見込んでいるが、「みつぎ産業㈱広原山処分場」以外の産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 汚泥 本工事で発生する汚泥については、中間処理の許可を受けている産業廃棄物処理施設に搬出し、中間処理した後、管理型産業廃棄物処理場へ処分することとする。</p> <p>5 木材 本工事で発生する木材については、産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する再資源化施設へ搬出しよう見込んでいる。</p> <p>6 除草 本工事で発生する除草ごみについては、広島市環境局施設部安佐南工場（片道運搬距離22.4km）へ搬出しよう見込んでいる。</p>	受入施設	備 考	産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設	（無筋・鉄筋） 佐伯区湯来町大字和田字中山10338番1の「中村砕石㈱湯来事業所」（片道運搬距離2.6km）に搬出しよう見込んでいるが、「中村砕石㈱湯来事業所」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設に搬出することを防げるものではない。	受入施設	備 考	産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設（再生アスファルトとして、再資源化可能な施設）	（機械・人力） 安佐北区安佐町久地名原山1816-6の「日本道路㈱広島中央合材」（片道運搬距離23.4km）に搬出しよう見込んでいるが、「日本道路㈱広島中央合材」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設（再生アスファルトとして再資源化可能な施設）に搬出することを防げるものではない。	受入施設	備 考	産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場	廿日市市友田字広原山219-52の「みつぎ産業㈱広原山処分場」（片道運搬距離23.4km）へ搬出しよう見込んでいるが、「みつぎ産業㈱広原山処分場」以外の産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。
受入施設	備 考												
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設	（無筋・鉄筋） 佐伯区湯来町大字和田字中山10338番1の「中村砕石㈱湯来事業所」（片道運搬距離2.6km）に搬出しよう見込んでいるが、「中村砕石㈱湯来事業所」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設に搬出することを防げるものではない。												
受入施設	備 考												
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設（再生アスファルトとして、再資源化可能な施設）	（機械・人力） 安佐北区安佐町久地名原山1816-6の「日本道路㈱広島中央合材」（片道運搬距離23.4km）に搬出しよう見込んでいるが、「日本道路㈱広島中央合材」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設（再生アスファルトとして再資源化可能な施設）に搬出することを防げるものではない。												
受入施設	備 考												
産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場	廿日市市友田字広原山219-52の「みつぎ産業㈱広原山処分場」（片道運搬距離23.4km）へ搬出しよう見込んでいるが、「みつぎ産業㈱広原山処分場」以外の産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。												
安全対策関係	<p>本工事の施工にあたっては、必要に応じて保安施設等を配置し、一般交通及び歩行者等に支障を及ぼすことのないよう十分な注意を払い施工するものとする。</p>												
その他	<p>本工事の積算では、土木工事標準積算基準書（令和5年8月版）及び令和5年12月単価を適用している。</p>												